

熊本県公報

第 1 2 4 3 8 号
平成 27 年 7 月 24 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (") 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… (") 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (") 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の休止…………… (") 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退…………… (") 5
- 熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養
護老人ホーム)事前協議実施要項…………… (高齢者支援課) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 15
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 16
- 道路の区域変更…………… (") 16
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 16
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 17
- 換地処分…………… (農地整備課) 17
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧…………… (自然保護課) 17
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧…………… (") 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 18
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・農業振興課) 19
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 19
- 平成 27 年度熊本県登録販売者試験の実施…………… (薬務衛生課) 20
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村から
の意見…………… (商工振興金融課) 20

告 示

熊本県告示第 6 6 1 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 7 年 7 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
株式会社共生	ケアーズ訪問看 護リハビリステ ーションはあと ふる	上益城郡山都町 馬見原 7 9 4 番 8 号	平成 2 7 年 8 月 1 日	訪問看護

熊本県告示第662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社共生	ケアーズ訪問看護リハビリステーションはあとふる	上益城郡山都町馬見原794番8号	平成27年8月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第663号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越2961番、2962番2、2963番2、2965番1、2967番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥越2961番・2962番2・2963番2・2965番1・2967番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字古城字東迎鶴800番、816番4
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
しまだこどもクリニック	宇城市松橋町きらら三丁目2-19	平成24年6月15日
渡邊内科	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字飛塚4667	平成10年11月5日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
大森歯科医院	宇城市松橋町松橋855-1	平成18年3月1日

熊本県告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
しまだこどもクリニック	宇城市松橋町きらら三丁目2-19	平成24年6月14日
渡邊内科	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字飛塚4667	平成10年11月4日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
大森歯科医院	宇城市松橋町松橋855-1	平成18年2月28日

熊本県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ウィルアークス 阿蘇郡産山村大和657-5	社会福祉法人 やまなみ会 阿蘇市黒川431番地 岩本 浩治	就労移行支援	平成27年 7月14日

熊本県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
本田クリニック	八代市西松江城町5-35	平成26年10月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
オーラルケアサポートさくら	天草市有明町大島子3044-1	平成27年4月1日
浜崎歯科医院	天草市有明町大浦1565	平成27年5月1日
聖デンタルクリニック	上益城郡益城町惣領910-1	平成27年7月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
熊本調剤薬局津久礼店	菊池郡菊陽町津久礼869-2	平成27年7月1日
つばめ薬局	球磨郡錦町西3604-3	平成27年6月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
タガワブレース訪問看護ステーション	宇城市小川町南部田1556-1	平成27年5月22日

熊本県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
菊陽中部クリニック	名称		平成27年4月28日
	古川医院	菊陽中部クリニック	
ひばり薬局	住所		平成27年6月1日
	上益城郡嘉島町鯉1873-6	上益城郡嘉島町鯉1873-5	

熊本県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
本田医院	八代市西松江城町5-37	平成26年9月30日
山下胃腸科クリニック	合志市須屋1921	平成27年4月1日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
浜崎歯科医院	天草市有明町大浦1565	平成27年4月30日
オーラルケアサポート さくら	天草市有明町大島子3044-1	平成27年3月31日
中野歯科医院	宇城市三角町三角浦308-7	平成16年3月31日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
サヘキ薬局	宇土市栄町77	平成26年3月19日
株式会社安民堂薬局	人吉市大工町1	平成27年6月2日
松合薬局	宇城市不知火町松合2-1	平成26年5月2日
松高調剤薬局	八代市松崎町89	平成27年4月15日
不知火薬局	下益城郡美里町原町182	平成27年2月28日
つばめ薬局	球磨郡錦町西3604-3	平成27年5月31日

熊本県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
元島産婦人科医院	八代市西松江城町5-9	平成27年3月27日

熊本県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
田中医院	球磨郡錦町木上西143-1	平成27年7月1日

熊本県告示第673号

熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項を次のように定める。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項の規定に基づく介護保険事業支援計画（以下「介護保険事業支援計画」という。）において定める介護老人福祉施設並びに老人福祉事業の供給体制及び特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の円滑な整備を推進するため、施設整備に着手する前に必要な事項を定める。

（事前協議の対象）

第2条 事前協議の対象となる施設の整備は、県から老人福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を受けて実施しようとする施設の増築（既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、かつ、既存施設の居室を取り壊さず、新たに居室を整備することを行うこととする。）又は改築（既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、かつ、既存施設の居室を取り壊して、新たに居室を整備することを行うこととする。）とする。ただし、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する熊本高齢者福祉圏域における施設の整備並びに介護保険法第8条第14項の地域密着型サービスを行うための施設の整備を除くものとする。

第3条 前条の事前協議の対象となる施設の整備を実施しようとする者は、当該施設の整備に係る事前協議書を施設の整備に着手する年度の前年度の10月第1金曜日午後5時15分までに知事に提出するものとする。

2 前項の事前協議書の様式は、別に定める。

第4条 知事は、前条第1項の規定により事前協議書が提出されたときは、当該事前協議書に係る施設の整備について意見を述べるものとする。

（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別に定める。

附 則
この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第674号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 湯の児川（205-1-007）
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
水俣市浜、大迫
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 村内川（205-1-037）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 石坂川1-1（205-1-041-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本

- 部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 大藪川(205-1-042)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川、葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 湯の児川2(205-2-004)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
水俣市大迫
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 崎太郎川1(205-2-027)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
水俣市葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 崎太郎川2(205-2-028)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 荒平川1(205-2-029)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 荒平川5(205-2-037)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 石坂川2-2(205-2-038-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 北迫川2 (205-2-050)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 大丸 (205-1-095)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 村下-1 (205-1-096-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 村下-2 (205-1-096-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 村下-3 (205-1-096-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 村下-4 (205-1-096-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 村下-5 (205-1-096-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 村下-6 (205-1-096-6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 蔵座-1 (205-1-109-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 葛渡A-1 (205-1-111-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 葛渡A-2 (205-1-111-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 葛渡A-3 (205-1-111-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 葛渡 A-4 (205-1-111-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 石坂 B-1 (205-1-113-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 石坂 B-2 (205-1-113-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 石坂 B-3 (205-1-113-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川、葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 石坂 B-4 (205-1-113-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川、葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 大藪 (205-1-115)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 29 村中-1 (205-1-116-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市石坂川
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 村中-2 (205-1-116-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市石坂川
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 村中-3 (205-1-116-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市石坂川
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 桜ヶ丘A-2 (205-2-001-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市浜
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 浜B-1 (205-2-005-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市桜ヶ丘
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 34 浜B-2 (205-2-005-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市桜ヶ丘
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 35 茂川A (205-2-087)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 水俣市長崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 36 長崎D(205-2-088)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 水俣市長崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 木白野A(205-2-089)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 水俣市長崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 木白野(205-2-090)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 水俣市長崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 木白野B-1(205-2-091-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 水俣市長崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 木白野B-2(205-2-091-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 水俣市長崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 41 葛渡B(205-2-101)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- 水俣市葛渡
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 石坂E (205-2-103)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川、葛渡
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 石坂F (205-2-104)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 石川-1 (205-2-105-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 石川-2 (205-2-105-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 石川-3 (205-2-105-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 石川-4 (205-2-105-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 石川-5 (205-2-105-5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 石坂 D (205-2-106)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 石坂 C (205-2-107)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 石坂 A-1 (205-2-108-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 石坂 A-2 (205-2-108-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市石坂川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 岩井口 B-1 (205-2-113-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市越小場
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 岩井口B-2 (205-2-113-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市越小場
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 岩井口B-3 (205-2-113-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市越小場
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 岩井口B-4 (205-2-113-4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市越小場
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 岩井口B-5 (205-2-113-5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市越小場
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 茂川B (205-3-017)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市長崎
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第675号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ハンズオン熊本 菊池郡菊陽町大字原水3 802-31	ワークカレッジ熊本株式会社 菊池郡菊陽町大字原水3 802-31 小山 智士	就労継続支援A型 就労継続支援B型	平成27年7 月17日

熊本県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年7月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	今吉野甲 佐線	上益城郡甲佐町船津 891番5地先から 同所 880番1地先まで	前	7.3 ～ 19.4	188.5	やさ道 1地
			後	10.5 ～ 21.2		

2 区域を変更する期日 平成27年7月24日

熊本県告示第677号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年7月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	上天草市松島町今泉字米ノ山 新田 6438番325地先から 同所 6433番7地先まで	前	12.3 ～ 36.3	208.6	防交 （仮設 道路の 設置）
				後		
					12.3 ～ 36.3	

2 区域を変更する期日 平成27年7月24日

熊本県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
トレーニングカレッジ ぼぬー。	一般社団法人ストレンジス	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	平成27年 7月17日
球磨郡あさぎり町上西2 22番地2	球磨郡あさぎり町上西2 22番地2 中 神 宏		

公 告

熊本県公告第492号

人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区理事長東一善から平成27年6月18日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年7月14日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第493号

県営中島地区（金内換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第494号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告する。
なお、この公告の日から平成27年8月6日までの間、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができ、その提出先は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特別保護地区の名称
市房特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
市房特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
市房特別保護地区の指定に係る指針案のとおり

熊本県公告第495号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告する。
なお、この公告の日から平成27年8月6日までの間、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができ、その提出先は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特別保護地区の名称
白髪岳特別保護地区

- 2 特別保護地区の区域
白髪岳特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
白髪岳特別保護地区の指定に係る指針案のとおり

熊本県公告第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字南原5391番6
321.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市野々島5010番地
平田 雄作、平田 慶子

熊本県公告第497号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字下原899番5及び同899番6の一部
486.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1166番地8 グリーンコート203号
吉元 誠、吉元 梢

熊本県公告第498号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原968番12
396.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区石原一丁目11番52号 リヴェール石原203
宮崎 晋平

熊本県公告第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原968番11
201.00平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字室404番地1 ニューパストラルB101号
高木 鈴子

熊本県公告第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市一の宮町中通字馬ノ跡727番1及び同727番2

- 6, 278.24平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
阿蘇市一の宮町坂梨2449番地の1
熊本シール工業株式会社

熊本県公告第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保1900番47の一部及び同1900番48の一部
336.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡1900番地118
濱口 博信、濱口 亜矢

熊本県公告第502号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年7月24日から同年8月6日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。
平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山崎 恵太	球磨郡あさぎり町岡原南	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ原1392番ほか3筆

- 2 申請年月日
平成27年7月3日

熊本県公告第503号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
杳水園松島農場株式会社	菊池市下河原	菊池市下河原字椋木迫5635番1ほか10筆
山本 九州男	阿蘇市的石	阿蘇市跡ヶ瀬字赤池292番ほか6筆
株式会社果実堂	上益城郡益城町田原	阿蘇市波野大字中江字鬼迫2582番1
有限会社内田農場	阿蘇市内牧	阿蘇市小里字深町426番2ほか5筆
有限会社モーモーファーム竹原牧場	阿蘇市西町	阿蘇市西町字上ノ原71番ほか3筆
下村 委也	阿蘇市黒川	阿蘇市蔵原字上無田397番ほか4筆
井山 茂	八代市東陽町北	八代市東陽町北字白谷1811番ほか11筆

株式会社アグリ 日奈久	八代市日奈久新開町	八代市催合町字通割137番3ほか1 1筆
----------------	-----------	-------------------------

2 認可年月日
平成27年7月16日

熊本県公告第504号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定による登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の期日及び場所

(1) 期日
平成27年11月29日（日）

(2) 場所
熊本大学黒髪南地区 熊本市中央区黒髪二丁目39番1号

2 試験時間及び試験項目

試験時間及び試験項目は、次のとおりとする。

試験時間	試験項目	問題数
午前10時30分から午後0時30分まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
	人体の働きと医薬品	20問
	医薬品の適正使用・安全対策	20問
午後2時から午後4時まで	主な医薬品とその作用	40問
	薬事関係法規・制度	20問

3 受験手続等

(1) 受験申請書等の請求

受験申請書等は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。
なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分の切手を貼った角形2号封筒（1部請求の場合））を同封の上請求する。

(2) 受験申請書等の提出期間

平成27年8月17日（月）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成27年8月17日（月）から同月28日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験申請書等の提出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は最寄りの熊本県保健所

(4) 提出書類

受験申請に当たって提出する書類は、次のとおりとする。

ア 登録販売者試験受験申請書

イ 写真台帳

ウ 写真（提出前6か月以内に撮影した、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度の大きさのものとし、上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。）

(5) 受験手数料

13,000円

(6) 受験票の送付

受験申請書等の受付後、平成27年11月初旬に受験者宛てに送付する。

4 合格発表

平成27年12月24日（木）午前10時に熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者宛てに合格通知書を郵送する。

5 問合せ先

(1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

(2) 最寄りの熊本県保健所

熊本県公告第505号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により天草市から意見を聴取したので、同条第3項の

規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成27年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー本渡店
天草市亀場町大字食場中友尻967番ほか
- 2 天草市から聴取した意見の概要
 - (1) 店舗改修においては、環境関連法令にのっとり届出を遅滞なく励行のうえ、周辺地域への騒音、振動等を最小限に抑えること。
 - (2) 社員の環境教育を励行し、騒音発生の防止をはじめ、廃棄物の減量化及びリサイクルに努め、環境に対する意識の向上を図ること。
 - (3) 取引業者等に対しては、搬入搬出時において、周辺住民の生活環境に影響を与えないよう指導の徹底を図ること。
 - (4) 敷地内緑化計画については、当該所在地が天草市景観計画に基づく特定施設届出地区に該当するため、本計画についても緑化計画を作成のうえ、緑化に努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課
平成27年7月24日から平成27年8月24日まで